**大阪府寝屋川水系改修工営所　自動販売機設置事業者募集要項**

大阪府寝屋川水系改修工営所が行う自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

**【１】公募物件**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所在地（住居表示） | 設置場所 | 設置面積 | 台数 | 最低使用料  （年額） | 位置 |
| 大阪市城東区  東中浜４丁目６番３５号 | 事務所正面玄関脇 | 0.5㎡以上１㎡未満 | １台 | 17,300円 | 別図 |

**【２】応募資格要件**

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1)　次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること

　ア　成年被後見人

　イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

　ウ　被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

　　エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

　オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

　カ　破産者で復権を得ない者

　キ　大阪府入札参加停止措置を受けている者又は大阪府入札参加停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けている者

(2)　 次のアからカまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後２年を経過した者を含む。）であること。

　 ア　大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

　 イ　大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなく大阪府との契約を履行しなかった者

カ　前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(3)　法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること(該当についてのみ。)。

(4)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号から第４号まで又は第６号の規定に該当しない者であること。

(5)　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

(6)　大阪府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近１事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

**【３】公募条件等**

（1）　使用料等

ア　使用許可の期間

使用許可の期間は令和３年４月１日から令和４年３月31日（原則として１年）とします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断する場合は、当初大阪府が設定した公募条件を変更しないことを前提として、当初許可日から５年を限度に毎年度使用許可を更新することができます。

イ　使用料

大阪府が設定する最低使用料以上で申し込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって年額使用料とします。

使用料は大阪府の発する納入通知書により、大阪府の指定する期限までに全額納入してください。

ウ　その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。また、自動販売機の運転に必要な電気使用料は設置事業者の負担とし、大阪府の指定する期限までに納入してください。

　　　　電気使用料は、電気量子メーターの指示値により計測した使用量に、電気料金単価（税込）を乗じて積算した額とします。なお、設置する電気量子メーターについては適正なものとし、その設置等費用は設置事業者の負担とします。

　　　※　電気料金単価（税込）＝当事務所の使用電力量料金／使用電力量

エ　必須条件

　　　　設置する自動販売機の大きさは、設置位置図に設置可能範囲を示していますので、その範囲内に設置できるものとしてください。また、十分な転倒防止措置を行い、安全に設置してください。

（2）　使用上の制限

　　　次のことを遵守してください。

ア　使用許可の条件を遵守すること。

イ　使用許可期間中に【２】－（3）にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。

ウ　自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

エ　販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大阪府の指示に従うこと。

オ　販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類（乳飲料及び乳酸菌飲料も可）の缶又はペットボトル、紙パック等の密閉容器入り清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

（3）　維持管理責任

　　　次のことを遵守してください。

ア　商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。

また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

なお、自動販売機の維持管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結していなければならないものとし、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを府に提出し、承認を得ること。

イ　原則として、清涼飲料水の自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ　衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

　 エ　自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責において対応することとし、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4)　原状回復

　　　設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

**【４】参考データ**

(1)　清涼飲料水自動販売機の売上等の状況（令和２年平均)

1台当たりの売上高　　　月額約34,000円（令和２年１月～11月平均値）

1台当たりの光熱水費　　月額約1,200円（令和２年４月～12月月平均値）

(2)　大阪府寝屋川水系改修工営所の職員数

約７０人

**【５】応募申込手続き**

(1)　申込方法

<郵送で申し込む場合>

申込受付期間　令和３年１月28日（木）～　令和３年２月12日（金）必着のこと

送り先　　　　〒５３６－００２３　大阪市城東区東中浜４丁目６番３５号

　　　　　　　　　　大阪府寝屋川水系改修工営所　総務グループ　宛

**封筒表面に「自動販売機応募」と朱書き**してください。

　 　<持参する場合>

申込受付期間　令和３年１月28日（木）～　令和３年２月12日（金）

【午前９時30分～正午、午後１時～午後５時】

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提出先　　　　大阪市城東区東中浜４丁目６番３５号

　　　　　　　大阪府寝屋川水系改修工営所　総務グループ

(2)　必要な書類（各１部）

ア　応募申込書(大阪府所定様式)

イ　誓約書１(大阪府所定様式)

ウ　誓約書２（暴力団員または暴力団密接関係者でない旨の誓約書）（大阪府所定様式）

エ　販売品目（大阪府所定様式）

オ　自動販売機のカタログ（寸法の分かるもの）

カ　【２】一(3)にかかる許認可等の免許証の写し

(3)　その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

**【６】設置事業者の決定**

(1)　設置事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、大阪府が設定する最低使用料以上で最高の応募価格で申し込みを行った者とします。販売品目の売値は、審査の対象となりません。

(2)　くじによる設置事業者の決定

最高となるべき応募価格での申し込みが２者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、令和２年２月15日（月）午前11時に開催を予定しております抽選会にて「くじ」により決定します。

(3)　設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人）を掲載します。

(4)　その他

　　 設置事業者の決定は、令和３年２月16日（火）の予定です。

**【７】使用許可申請の手続き**

設置事業者に決定した者は、令和３年３月１日(月)までに、下記書類を提出してください。

（1）行政財産使用許可申請書（大阪府所定様式）

（2）役員名簿（任意様式）

（3）証明書類（いずれも発行から３か月以内のものに限る。）

ア　大阪府税事務所（ただし、大阪府税の納入義務がないものに限り、本店所在地又は本人在住の都道府県税事務所）の発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）

イ　税務署の発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

ウ　印鑑証明書

エ　<法人の場合>

法人登記事項証明書（現在事項全部証明書若しくは履歴事項全部証明書）、

委任状（本社から支店等へ権限委任している場合）

オ　<個人の場合>

住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載がないもの）

（5）自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者（応募者）と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し

**【８】設置事業者の決定の取消し**

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

（1）正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合

（2）設置事業者が応募者の資格を失った場合

**【９】その他**

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。

応募前に設置場所の確認で来所される際は、事前に担当者まで連絡をお願いします。

**【10】募集に関する問い合わせ先**

大阪府寝屋川水系改修工営所　総務グループ　担当　木下

大阪市城東区東中浜４丁目６番３５号

　　電話０６－６９６２－７６６１

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **応　募　申　込　書**  令和　　年　　月　　日  大阪府寝屋川水系改修工営所長　様  　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所（所在地）（〒　　　－　　　　）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名　　　　　　　　　　　　　　印  　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名  　　　　　　　　　　　　　　　　　（事務担当者）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　所属部署  　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　　話  大阪府寝屋川水系改修工営所　自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。  **１　設置希望場所及び提案使用料**   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 所在地（住居表示） | 台数 | 応募価格（提案使用料） | | | | | | | | | 大阪市城東区東中浜４丁目６番３５号 | １台 |  |  |  |  |  |  | ０ | ０ |     ※　１．応募価格は、大阪府が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。  ２．応募価格は、年額とし、百円単位で記入してください。  　　３．金額はアラビア数字で記入してください。  　４．初めの数字の頭に￥を付してください。  **２　添付書類**  (1)　誓約書１（大阪府所定様式）  (2)　誓約書２（暴力団員または暴力団密接関係者でない旨の誓約書）(大阪府所定様式）  (3)　販売品目（大阪府所定様式）  (4)　自動販売機のカタログ（寸法の分かるもの）  (5)　法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し |

誓　約　書　１

私は、大阪府寝屋川水系改修工営所が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

１　応募申込書の提出に際し、大阪府寝屋川水系改修工営所 自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。

２　大阪府寝屋川水系改修工営所 自動販売機設置事業者募集要項の「２　応募資格要件」に定める必要な資格を有します。

３　設置事業者の決定に関して、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名(法人の場合は法人名)を掲載することに同意します。

令和　　年　　月　　日

大阪府寝屋川水系改修工営所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法 人 名

誓 約 書 ２

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

１　私は、大阪府暴力団排除条例第２条第２号及び第４号に掲げる者のいずれにも該当しません。

２　私は、大阪府暴力団排除条例第２条第２号及び第４号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

３　私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。

４　私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第２号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。

令和　　年　　月　　日

大阪府寝屋川水系改修工営所長　様

住　　所

（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　 法 人 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 販　売　品　目     |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | メーカー名 | 商品名 | 規格 | 定価 | 売値 | 備考 | |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  |     （注）１．この「販売品目一覧表」は、応募者が予定している主力商品のメーカー名、  商品名、規格、定価（税込）、売値（税込）を記載する。  　　　　　２．応募者が設置を希望する自動販売機のカタログを必ず添付すること。 |

　　応募者名（法人名）